

# 市民との協働により「住みたくなるまち」をめぐして

## 『(仮称)町田市街づくり条例』を検討しています。

市では、「町田市都市計画マスタープラン」にもとづき、市民・事業者・市協働の街づくりを進めるための基本的しくみの検討を進めてきました。

検討にあたっては、二〇〇一年五月に学識経験者、公募市民等で構成する「町田市街づくり条例検討委員会」を設置しました。

「街づくり条例解説セミナー」「街づくり条例市民提案検討会」の開催、広報での検討経過のお知らせなどを通じて、市民の皆様のご意見をいただきながら検討を重ね、二〇〇二年一〇月に、検討委員会から市長へ報告(提言)をいただきました。

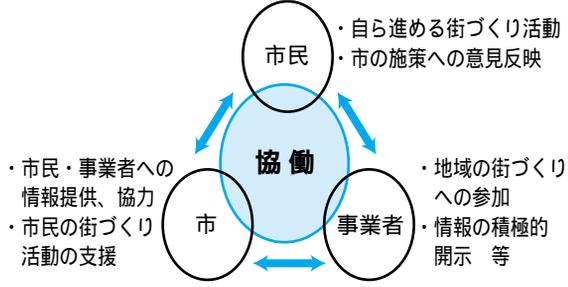
現在、市では、委員会報告をもとに、『(仮称)町田市街づくり条例』の具体的な内容を検討しています。このたび、検討中の内容について、その概要をお知らせし、広く市民の皆様からご意見をいただくことにしました。

### 一 条例の背景

町田市は、これまで多摩丘陵の豊かな自然の中に、広域商業拠点をもつ首都圏近郊の住宅都市として発展を遂げてきました。しかし、近年、少子・高齢社会の到来や規制緩和、地方分権の推進に伴い社会経済環境も大きく変化しています。

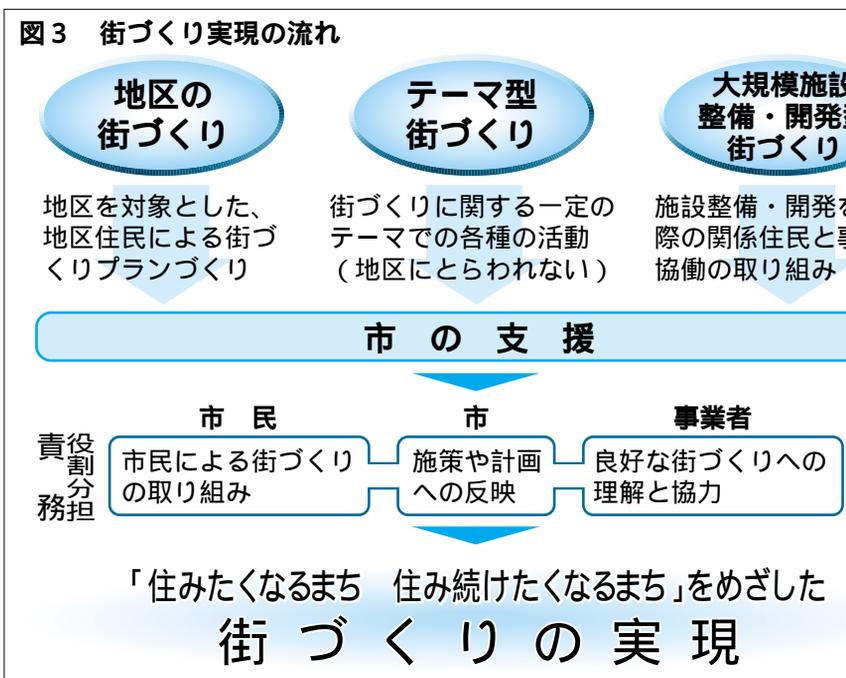
今後、長期的には人口が減少に向かうことが見通され、総人口が微増ないしは横ばいの時代では、都市の大きな変容よりも、これまで形成されてきた既存市街地等について、都市計画マスタープラン(注1)で示された地域の将来像をより具体的にどう実現するかなどをきめ細かな取り組みがより重要となってきます。

図1 市民・事業者および市協働による街づくり



二 条例の理念、目的  
自らが住まう街の将来のあるべき姿や「住みたくなるまち」をめぐして、住み続けたいまちの検討を進める取り組み(街づくり)は、行政の視点だけでなく、住民自身が地域の課題を自主的に解決するため、地域に根ざした生活者の視点を最大限に生かし、柔軟で多様な街づくりの展開が求められます。そのような取り組みを通じて、住民相互の信頼が生まれ、さらに、自らの望む街づくりを一步一歩実現することにより地区への愛着がはぐくまれ、地域コミュニティの発展にもつながっていきます。

三 街づくり条例の対象  
「まちづくり」とは、地域住民相互が協力し合い、また、行政および事業者との協働のもと、自らが住み生活する場を住み良い魅力あるものにしていく諸活動のことをいい、高度経済成長期を通じて地域住民の活動が活発化するなかで定着してきた言葉です。活動内容により次のような「まちづくり」があります。



四 街づくり条例の三つの柱  
『(仮称)町田市街づくり条例』が対象とする「街づくり」は、「地区の街づくり」、「テーマ型街づくり」および「大規模施設整備・開発型街づくり」の三つです。

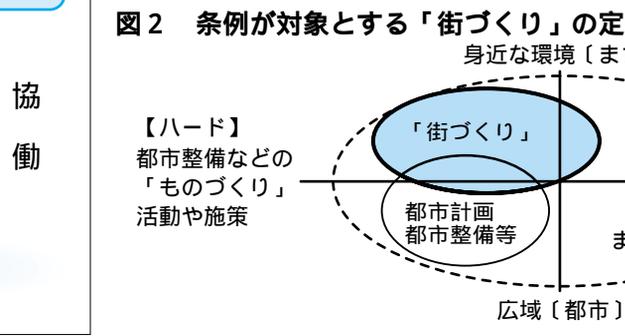
【地区の街づくり】  
地区住民の合意形成と「街づくり」  
地区の街づくりとは、「身近な生活圏(地区)を舞台とし、環境保全あるいは市街地整備を目的として、地区住民の合意を前提とした計画作成または実践の活動」と定義づけられる住民主体の街づくり活動です。

町田市の都市計画における基本的な方針  
(都市計画マスタープラン)  
一九九二(平成四年)の都市計画法改正によって創設されたもので、市民の意見を反映しながら、市の都市計画・街づくりの基本的な方針を定めるものです。一般に「都市計画マスタープラン」と呼ばれます。

負うことを確認し、相互の理解と協力にもとづいた街づくり推進のしくみを確立します。

「まちづくり」とは、地域住民相互が協力し合い、また、行政および事業者との協働のもと、自らが住み生活する場を住み良い魅力あるものにしていく諸活動のことをいい、高度経済成長期を通じて地域住民の活動が活発化するなかで定着してきた言葉です。

「地区の街づくり」は、住民相互の望む街づくりを一步一歩実現することにより地区への愛着がはぐくまれ、地域コミュニティの発展にもつながっていきます。



「地区の街づくり」は、住民自らが自分たちのまちを考え、その地区独自の計画をつくり、「街づくりプラン」を、より良い街づくりに、地区住民と市の協働のもとに実現していくこととするものです。

地区計画制度(注2)  
一九八〇(昭和五五年)に都市計画法・建築基準法の改正によって創設された制度で、身近な地区環境を対象に、建物の高さや建て方、道路・公園の整備や緑の保全などについて、住民等の合意のもとで、地区固有の法的なルールとして定めることができる制度です。

「街づくり」の知識  
(第一回)  
町田市の都市計画における基本的な方針

(4面へ続く)